

大和市監査委員告示第19号

令和元年7月19日付け大和市監査委員告示第17号をもって公表した市立病院に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月12日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(病院総務課)</p> <p>1 行政財産の目的外使用許可に関する事務において、算定を誤り使用料に不足を生じているものがあった。</p> <p>2 貯蔵品の管理に関する事務において、貯蔵品の年度末残高に誤りがあった。</p> <p>3 固定資産の取得・処分、減価償却に関する事務において、次の点が見受けられた。</p> <p>(1) 有形固定資産の年度末残高に誤りがあった。</p>	<p>(病院総務課)</p> <p>1 不足分は、申請者へ説明のうえ、本年7月分の財務会計処理の期日内で納付を求め、過年度損益修正益として処理しました。 今後は、再発防止のため、改めてメールを含む通知文書の確認を徹底するとともに、評価額の取り扱いについては、毎年度、管財課に確認を行います。</p> <p>2 振替伝票により、本年7月分の財務会計処理の期日内で修正対応しました。 今後は、再発防止のため、減耗内容の根拠となる委託業者作成の明細書を直接伝票に添付し、経過の検証を含む算定作業は、複数担当者で行うよう改善します。</p> <p>3</p> <p>(1) 振替伝票により、本年7月分の財務会計処理の期日内で修正対応しました。 決算書に係わる集計事務の誤り</p>

<p>(2) 固定資産除却費に誤りがあつた。</p>	<p>が続いている点を重く受け止め、 今後は、再発防止のため、係長を 含む当該処理に係わる職員に対 し、公営企業会計に特化した研修 の受講を必須化するなど、知識の 習得に努め、算定額の確定は複眼 で実施します。</p> <p>(2) 振替伝票により、本年7月分 の財務会計処理の期日内で修正対 応しました。</p> <p>決算書に係わる集計事務の誤り が続いている点を重く受け止め、 今後は、再発防止のため、係長を 含む当該処理に係わる職員に対 し、公営企業会計に特化した研修 の受講を必須化するなど、知識の 習得に努め、算定額の確定は複眼 で実施します。</p>
----------------------------	--